

(証券コード 6156)
平成27年 9月10日

株 主 各 位

東京都府中市分梅町二丁目20番5号
株式会社 エーワン精密
代表取締役社長 林 哲也

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき平成27年9月25日(金曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 平成27年9月27日(日曜日)午後1時
2 場 所 東京都府中市若松町一丁目4番1号
マロウドイン東京 3階 鳳凰の間
(昨年の総会会場と変更になっております。末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 会議の目的事項

報告事項 第25期(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の
額設定の件
第7号議案 第25期役員賞与支給の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<http://www.a-one-seimitsu.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成26年7月1日)  
(至 平成27年6月30日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、大手企業を中心に安定した業績が継続し、季節的に多少波があったものの全般的に堅調な動きを示しました。国内においては、老朽化した生産設備の更新、多品種少量品の生産に対応した設備への改造、省力化・合理化設備投資など民間企業で設備投資の動きがありました。また世界的に普及が進んだスマートフォンに代表される電子デバイス等の高機能材料・部品などで日本企業の競争力が発揮され、増産となる企業もあり、関連する分野での機械稼働率は高まりました。為替が以前に比べ円安水準で定着し、国内製造業の価格競争力が出てきたことに加えて、新興国の中には安価な労働力の確保が難しくなり、人件費等の製造コストが上昇するところも散見され、世界的に製造業を取り巻く事業環境が変化し、日本の製造業においても海外生産品の一部を国内に移管する動きがありました。工作機械の分野では、新興国での部品量産用の機械設備需要が継続したことと、欧米においても製造業が堅調に推移し、付加価値の高い複雑な加工に使用する高性能機械設備需要があったことなどで、高水準の受注を確保しました。国内でも設備投資関連の補助金があり、中小企業でも久しぶりに設備投資をする動きが出て、工作機械の受注は増加しました。国内の個人消費の分野では、去年の消費税引上げを機に大きく落ち込み、当期の後半によりやく底打ちし緩やかながら増加に転じました。

海外においては、北米で個人消費が堅調に推移し、世界的な景気の牽引役となりました。欧州は、国ごとの格差はあるものの底堅く推移しました。新興国では中国の経済成長率の減速が鮮明になり、経済的なつながりの強い新興国において、その影響を受け経済成長率の低下するところが出てきております。

このような状況を受け当社の受注は、昨年末と年度末の今年の3月に掛けて増加傾向を示し設備投資や単品加工は3月後半、4月初めと動きが止まったところもありましたが、量産部品加工は平均的に稼働したため総じて底堅く推移しました。

国内製造業で単純量産加工が減少し多品種少量生産が定着しており、機械稼働率の高まりが必ずしも売上の増加に直結しない場合もあり、当社の受注も増加傾向ではありますが売上は微増となりました。

この結果、当期の売上高は1,920,338千円（前年同期比5.3%増）、営業利益は501,124千円（前年同期比14.3%増）、経常利益は503,488千円（前年同期比8.9%増）、当期純利益は447,101千円（前年同期比40.2%増）となりました。

セグメント別の営業の概況は以下のとおりであります。

#### <コレットチャック部門>

コレットチャック部門では北米の個人消費が好調だったこと、新興国も景気の波はあったものの総じて消費は堅調に推移したことなどで製造業の生産活動は堅調でありました。そうしたなか製造業を取り巻く世界的な事業環境が変化し、日本国内の生産水準が上昇し量産部品加工も増加傾向を示しました。国内生産の量産部品は比較的難しい加工が多く小型精密部品加工に使用するコレットチャックは、標準仕様よりもユーザーごとのオーダー品の需要が多く、当社の受注もオーダー品の比率が増加する傾向は継続しました。

この結果、当セグメントの売上高は1,321,739千円（前年同期比5.9%増）、セグメント利益は652,244千円（前年同期比9.8%増）となりました。

#### <切削工具部門>

切削工具部門では、国内製造業の機械稼働率の高まりに連動し設備投資も引き続き堅調に推移し量産部品加工、単品もの、設備部品など底堅い動きを示しました。量産部品加工などで使用される特殊品、単品ものや設備部品などで使用される標準品の再研磨ともに堅調に推移して、当社の受注も緩やかながら増加傾向となりました。

この結果、当セグメントの売上高は556,945千円（前年同期比5.0%増）、セグメント利益は138,740千円（前年同期比19.4%増）となりました。

## 〈自動旋盤用カム部門〉

自動旋盤用カム部門では、現存する国内外のカム式自動旋盤で加工する部品の増減により当社の売上も左右されますが、当期は当部門の受注は前期に比較して減少となりました。

この結果、当セグメントの売上高は41,653千円（前年同期比5.2%減）、セグメント利益は17,172千円（前年同期比13.7%減）となりました。

## セグメント別売上高の推移

| 区 分        | 平成26年6月期<br>第24期 |       | 平成27年6月期<br>第25期(当期) |       | 対前期比  |
|------------|------------------|-------|----------------------|-------|-------|
|            | 売上高              | 構成比   | 売上高                  | 構成比   |       |
|            | 千円               | %     | 千円                   | %     | %     |
| コレットチャック部門 | 1,248,581        | 68.5  | 1,321,739            | 68.8  | 105.9 |
| 切削工具部門     | 530,577          | 29.1  | 556,945              | 29.0  | 105.0 |
| 自動旋盤用カム部門  | 43,938           | 2.4   | 41,653               | 2.2   | 94.8  |
| 合 計        | 1,823,096        | 100.0 | 1,920,338            | 100.0 | 105.3 |

## (2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は109,232千円であり、主に切削工具部門及びコレットチャック部門の機械及び装置の購入によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

| 区 分                    | 平成24年6月期        | 平成25年6月期        | 平成26年6月期        | 平成27年6月期        |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                        | 第22期            | 第23期            | 第24期            | 第25期(当期)        |
| 売 上 高                  | 千円<br>1,876,238 | 千円<br>1,729,984 | 千円<br>1,823,096 | 千円<br>1,920,338 |
| 経 常 利 益                | 千円<br>513,719   | 千円<br>400,997   | 千円<br>462,160   | 千円<br>503,488   |
| 当 期 純 利 益              | 千円<br>284,936   | 千円<br>244,548   | 千円<br>318,980   | 千円<br>447,101   |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 円<br>189.96     | 円<br>163.03     | 円<br>212.67     | 円<br>321.55     |
| 総 資 産                  | 千円<br>7,360,318 | 千円<br>7,908,770 | 千円<br>8,196,665 | 千円<br>7,934,479 |
| 純 資 産                  | 千円<br>6,878,210 | 千円<br>7,275,201 | 千円<br>7,531,503 | 千円<br>7,159,567 |
| 自 己 資 本 比 率            | %<br>93.4       | %<br>92.0       | %<br>91.9       | %<br>90.2       |

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 当社は平成24年5月26日開催の取締役会決議に基づき、平成24年7月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で、株式分割を行っております。表中の1株当たり当期純利益の金額は、平成24年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

#### (5) 対処すべき課題

当社が製造、販売するコレットチャック、自動旋盤用カム、切削工具研磨・製造事業は精密機械部品または金型等を加工するために使用される工具にかかる事業であるため、当社の業績はこれらの加工業界の景気動向に影響を受ける傾向にあります。これまでもその影響により業績が大きく変動しております。

今後につきましても、世界的な規模で景気変動が繰り返されていくと想定されますが、そうしたなか製造業において高品質・短納期・低コストがさらに厳しく要求されてくると思われます。世界的なコスト競争の中で国内製造業は厳しい対応が求められてきます。特に日本の製造業の大半を占める下請け企業においては、受注量が増加しても利益率の薄い中で繁忙となる可能性があり、厳しい状況は継続すると思われます。

このような状況に鑑み、業績の安定化を図るため主力のコレットチャック部門では、小型自動旋盤用コレットチャックの対応機種を広げ各種専用機及び一般産業機械に使用されるコレットチャックの受注にも積極的に取り組んでまいります。

生産面におきましては、ニーズの多様化するなかで作業の標準化、人材の育成、設備投資による作業の効率化・能力増強をさらに推進し、製造コストの低減を図り、納期の短縮に努めてまいります。

また、コレットチャック部門では、品質保証体制の充実した製品づくりを行い、顧客の信頼感をさらに高め、顧客要求に対応し、企業基盤の強化に努める所存であります。

営業面におきましてはコレットチャック部門、自動旋盤用カム部門は高品質製品の短納期対応をさらに充実させ、顧客ニーズに応えることにより市場の優位性を保ってまいります。

また、海外販売におきましては現地の商社と協力して、十分なアフターサービスを展開し、販売体制のサポートの強化拡充を図ってまいります。

切削工具部門では、切削工具の再研磨事業から開始し、顧客先への訪問・新聞・専門誌への広告などにより新規顧客開拓、リピートオーダーの定着に注力し、ある程度の基盤ができてまいりました。引き続き営業地域の拡大と、既存の営業地域内での浸透度を高めて、より一層強固な基盤作りを目指します。

また、切削工具の再研磨に加えて、特殊切削工具の成形・製作に力を入れております。特殊切削工具製作需要は、再研磨需要同等に大きなものであり、多品種の特殊切削工具に短納期で対応することで受注を確保していくことが可能と考えております。従来対応不能であった難易度の高い特殊切削工具の製造が可能になったことで、顧客の幅が着実に広がってきており、この動きを確かなものとして基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(6) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）**

当社の事業内容は、小型自動旋盤等で用いられるコレットチャック等を製造・販売するコレットチャック部門、各種切削工具の再研磨加工の受託及び特殊切削工具の製造・販売を行う切削工具部門、小型自動旋盤用カムの設計・製造・販売を行う自動旋盤用カム部門の三つの事業部門で構成されております。

**(7) 主要な営業所及び工場（平成27年6月30日現在）**

| 事業所名 | 所在地    |
|------|--------|
| 本 社  | 東京都府中市 |
| 山梨工場 | 山梨県韮崎市 |

**(8) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）**

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 100名 | 5名増    | 41.5歳 | 12.9年  |

**(9) 主要な借入先（平成27年6月30日現在）**

該当事項はありません。

**(10) 重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

**(11) その他会社の現況に関する重要な事項**

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,199,763株

(自己株式300,237株を除く)

- (3) 株主数 1,097名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                               | 持株数     | 持株比率  |
|-----------------------------------|---------|-------|
|                                   | 株       | %     |
| 株 式 会 社 致 知                       | 317,200 | 26.43 |
| C . I . F . H O L D I N G 株 式 会 社 | 200,000 | 16.66 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）         | 143,500 | 11.96 |
| エ ー ワ ン 精 密 従 業 員 持 株 会           | 34,700  | 2.89  |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                 | 31,500  | 2.62  |
| 中 西 崇 介                           | 16,300  | 1.35  |
| 佐 藤 昭 三                           | 12,000  | 1.00  |
| 竹 内 忠 夫                           | 11,800  | 0.98  |
| 大 橋 逸 夫                           | 10,900  | 0.90  |
| 清 水 重 春                           | 9,400   | 0.78  |

(注) 当社は、自己株式（300,237株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他会社の株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位      | 担当               | 重要な兼職の状況           |
|-------|---------|------------------|--------------------|
| 林 哲也  | 代表取締役社長 |                  |                    |
| 室田 武師 | 専務取締役   | コレットチャック<br>部門担当 |                    |
| 金丸 信行 | 常務取締役   | 切削工具部門担当         |                    |
| 梅原 勝彦 | 取締役相談役  |                  | 株式会社致知 代表取締役社長     |
| 倉橋 幹郎 | 監査役(常勤) |                  |                    |
| 佐藤 昭三 | 監査役(常勤) |                  |                    |
| 鈴木 誠  | 監査役     |                  | 九段下税理士合同事務所<br>税理士 |

- (注)1. 監査役倉橋幹郎氏及び監査役鈴木誠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役鈴木誠氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外監査役倉橋幹郎氏及び社外監査役鈴木誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

| 区分        | 人員   | 金額      | 摘要 |
|-----------|------|---------|----|
|           |      | 千円      |    |
| 取締役       | 4名   | 61,450  | —  |
| 監査役       | 3名   | 10,540  | —  |
| (うち社外監査役) | (2名) | (3,940) | —  |
| 計         | 7名   | 71,990  | —  |

- (注)1. 取締役の報酬等の額には、平成27年9月27日開催の定時株主総会において決議予定の役員賞与12,600千円を含めております。
2. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額8,990千円(取締役8,050千円、監査役940千円(うち社外監査役340千円))が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外監査役鈴木誠氏は九段下税理士合同事務所を兼任しております。当社と同税理士事務所との間には特別な関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者

又は役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

社外監査役倉橋幹郎氏は、当期に開催した19回すべての取締役会に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。また、当期に開催した監査役会10回すべてに出席し、監査状況の報告、確認を行いました。

社外監査役鈴木誠氏は、当期に開催した19回すべての取締役会に出席し、主に税理士の専門的立場から発言を行いました。また、当期に開催した監査役会10回すべてに出席し、監査状況の報告、確認を行いました。

④責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

### (4) その他会社役員に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬額

14,000千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不信任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全社員の行動・判断基準とするべく「経営理念」「倫理規程」を定めて、全取締役及び使用人の意思の統一を図り、関係法令を遵守し社会に適合した行動をするための指針としている。
- ② 取締役会については、月に1回以上の頻度で、原則として取締役、監査役全員出席し、関係法令、取締役会規程に準拠し、取締役の職務の執行が適切に行われているかを統制している。
- ③ 監査役会については、月に1回程度の頻度で開催し、監査役間の意思疎通を行うとともに、取締役の職務執行についての監査の有効性を確保している。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体にて行い、「文書管理規程」に基づき、文書の種類により1年、5年、7年、10年、永久の保存年限を定め、必要に応じて随時閲覧できるようにしている。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理に関わる事項は、「リスク管理規程」に規定しており、リスク管理担当グループにおいて定期的にリスクの洗い出し、内容評価を実施し、代表取締役社長へ報告し、代表取締役社長は評価の分析を行い、対応方針を決定する。
- ② 日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が各業務グループ長へ報告をし、各業務グループ長が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに担当取締役へ報告し、必要に応じて取締役間で協議・対応を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、取締役会を月に1回以上開催し必要事項の決議、取締役の職務執行の監督を行い、必要なときに適切な意思決定が可能な体制を整え、経営計画の達成を図る。
- ② 職務執行を迅速性、実効性のあるものとするために「業務分掌規程」「職務権限規程」により責任、権限を明確にして、業務遂行の円滑化を図る。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

該当事項はありません。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査役と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査役の管轄とし、取締役からは独立した立場を確保する。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人が、監査役に報告を行ったことにより不利な取り扱いを受けることがないようにする。
- ③ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、その職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、重要な意思決定や業務執行の状況を把握、監督するために、取締役会への出席、重要な書類の閲覧、場合によっては取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の状況、業務執行状況、意思決定の経緯、その他の事項についてその内容の報告を行い、監査役の業務が実効性を伴い適切に行われるように協力するものとする。

**(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

- ① 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。
- ② 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

平成27年4月30日開催の取締役会の決議により「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改正しております。会社法及び会社法施行規則が改正された平成27年5月1日以降、上記変更後の基本方針に沿って運用しております。

**7. 会社の支配に関する基本方針**

特に定めておりません。

~~~~~  
(注) この事業報告の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,561,096	流動負債	293,906
現金及び預金	3,411,833	買掛金	14,715
受取手形	103,127	未払金	117,128
売掛金	329,975	未払法人税等	119,781
有価証券	500,000	役員賞与引当金	12,600
製品	2,828	その他	29,680
原材料	26,270		
仕掛品	163,687	固定負債	481,005
繰延税金資産	25,198	退職給付引当金	362,518
その他	716	役員退職慰労引当金	70,720
貸倒引当金	△2,541	繰延税金負債	47,767
固定資産	3,373,383	負債合計	774,912
有形固定資産	1,436,806	(純資産の部)	
建物	550,177	株主資本	6,876,947
構築物	14,762	資本金	292,500
機械装置	546,912	資本剰余金	337,400
車両運搬具	2,577	資本準備金	337,400
工具器具備品	3,039	利益剰余金	7,087,733
土地	319,337	利益準備金	20,000
無形固定資産	5,772	その他利益剰余金	7,067,733
ソフトウェア	5,118	特別償却準備金	76,596
電話加入権	653	別途積立金	6,340,000
投資その他の資産	1,930,804	繰越利益剰余金	651,137
長期預金	1,101,400	自己株式	△840,686
投資有価証券	826,750	評価・換算差額等	282,620
破産更生債権等	578	その他有価証券評価差額金	282,620
長期前払費用	2,605		
その他	47	純資産合計	7,159,567
貸倒引当金	△578	負債・純資産合計	7,934,479
資産合計	7,934,479		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成26年7月1日)
(至 平成27年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,920,338
売 上 原 価		1,119,285
売 上 総 利 益		801,052
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		299,928
営 業 利 益		501,124
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	29,105	
そ の 他	3,992	33,098
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	30,734	30,734
経 常 利 益		503,488
特 別 利 益		
有 形 固 定 資 産 売 却 益	79	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	186,578	186,658
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	12,747	12,747
税 引 前 当 期 純 利 益		677,400
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	238,364	
法 人 税 等 調 整 額	△8,065	230,298
当 期 純 利 益		447,101

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成26年7月1日)
(至 平成27年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計
平成26年7月1日残高	292,500	337,400	337,400
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
当期純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成27年6月30日残高	292,500	337,400	337,400

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利 益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成26年 7月1日残高	20,000	91,386	6,040,000	588,229	6,739,616	△686	7,368,830
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△98,984	△98,984	—	△98,984
特別償却準備金の取崩	—	△14,790	—	14,790	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	300,000	△300,000	—	—	—
当期純利益	—	—	—	447,101	447,101	—	447,101
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△840,000	△840,000
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△14,790	300,000	62,907	348,117	△840,000	△491,882
平成27年 6月30日残高	20,000	76,596	6,340,000	651,137	7,087,733	△840,686	6,876,947

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成26年7月1日残高	162,673	162,673	7,531,503
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△98,984
特別償却準備金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
当期純利益	—	—	447,101
自己株式の取得	—	—	△840,000
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	119,946	119,946	119,946
事業年度中の変動額合計	119,946	119,946	△371,936
平成27年6月30日残高	282,620	282,620	7,159,567

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。
主な耐用年数
建物及び構築物 15～47年
機械装置 10年
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,549,230千円
- (2) 圧縮記帳 過年度に取得した建物のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は6,097千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

3. 株主資本等変動計算書

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,500,000	—	—	1,500,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	237	300,000	—	300,237

(注) 公開買付により自己株式300,000株を取得しております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年9月27日 定時株主総会	普通株式	千円 98,984	円 66	平成26年 6月30日	平成26年 9月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	千円 107,978	円 90	平成27年 6月30日	平成27年 9月29日

4. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	10,393千円
在庫評価損	13,011千円
退職給付引当金	114,918千円
役員退職慰労引当金	22,418千円
貸倒引当金	842千円
減価償却限度超過額	125千円
その他	5,191千円
繰延税金資産小計	166,901千円
評価性引当額	△22,418千円
繰延税金資産合計	144,482千円

繰延税金負債

特別償却準備金	35,879千円
其他有価証券評価差額金	131,172千円
繰延税金負債合計	167,052千円
繰延税金負債の純額	22,569千円

5. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	株式会社致知	(被所有)直接 26.43	役員 の 兼任等	自己株式の取得 (注)	840,000	—	—

(注) 自己株式につきましては、平成26年12月18日の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により買付価格を1株につき2,800円にて行っております。

6. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については余裕資金を元に一定の範囲内で安全性の高い金融商品や換金性のある金融商品を対象に、投資環境等を勘案し慎重に判断しております。

設備投資等に必要な資金は、原則として自己資金を充当し外部からの調達を考慮しておりません。外部からの調達の必要性が生じた場合は、その時点で検討いたします。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券につきましては、純投資による株式及び債券であり、市場価格による変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが1カ月程度の支払い期日のものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程に従い営業債権について、管理グループで取引先ごとに販売状況を随時把握し、必要に応じて営業グループと連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、海外取引を含めすべての取引が円建てとなっており直接的に為替変動リスクを受けておりません。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、四半期ごとの決算で適正な評価を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理グループで必要資金状況を随時把握し、手元流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中
特にありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	3,411,833	3,411,833	—
(2)受取手形	103,127	103,127	—
(3)売掛金	329,975	329,975	—
(4)有価証券	500,000	499,380	△619
(5)投資有価証券			
その他有価証券	826,750	826,750	—
(6)長期預金	1,101,400	1,104,042	2,641
資産計	6,273,087	6,275,107	2,022
(1)未払法人税等	119,781	119,781	—
負債計	119,781	119,781	—

(※1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価額によっております。

(6) 長期預金

定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価格を算定しており、その割引率は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

負債

(1) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(※2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)
現金及び預金	3,411,833	—
受取手形	103,127	—
売掛金	329,975	—
有価証券	500,000	—
長期預金	—	1,101,400
合計	4,344,935	1,101,400

7. 1株当たり情報

- (1) 1株当たり純資産額 5,967円48銭
(2) 1株当たり当期純利益 321円55銭

(注)1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	金額 (千円)
貸借対照表の純資産の部の合計額	7,159,567
普通株式に係る純資産額	7,159,567
普通株式の発行済株式数(株)	1,500,000
普通株式の自己株式数(株)	300,237
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	1,199,763

(注)2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	金額 (千円)
損益計算書上の当期純利益	447,101
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	447,101
普通株式の期中平均株式数(株)	1,390,448

8. 重要な後発事象

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年8月20日

株式会社エーワン精密
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員

業務執行社員 公認会計士 笹本 憲一 ㊞

指定社員

業務執行社員 公認会計士 町田 眞友 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーワン精密の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月21日

株式会社エーワン精密 監査役会

常勤監査役 倉橋 幹郎 ㊟

常勤監査役 佐藤 昭三 ㊟

監査役 鈴木 誠 ㊟

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、毎期の当期純利益に対する配当性向を約30%としておりますが、第25期の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金90円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、
107,978,670円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月29日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社においては、経営の迅速な意思決定と業務執行の機動性を確保しつつコーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、定時株主総会の承認を前提に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定しました。

定款変更の主な内容は以下のとおりです。

- ① 監査等委員会の新たな機関設定と監査役及び監査役会の廃止による規定の変更・削除。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定の新設。
- ③ 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定の新設。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生ずることといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所です。)

現行定款	変更案
(新設)	(機関)
第4条～第15条 (省略)	<u>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u>
第4章 取締役及び取締役会	(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
(取締役会の設置)	第5条～第16条 (現行どおり)
<u>第16条 当社は、取締役会を置く。</u>	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(削除)
第17条 当社に、 <u>取締役10名以内を置く。</u>	(取締役の員数)
(新設)	第17条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)は、10名以内とする。
(選任)	② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任)
(新設)	第18条 (現行どおり)
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	② 前項の規定による取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	③ (現行どおり)
	④ (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の解任) <u>第19条 取締役は、株主総会において解任する。</u> <u>② 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>③ 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(任期) <u>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u> (新設)</p>	<p>(取締役の任期) <u>第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削除) <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第20条</u> 取締役会は、<u>当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第21条</u> 取締役会は、<u>その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、<u>その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会) <u>第21条</u> 取締役会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>② <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) <u>第22条</u> 取締役会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>② <u>前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(取締役会の招集通知) <u>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。</u></p>
(新設)	<p>(取締役会の決議の省略) <u>第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
(新設)	<p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第25条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
(新設)	<p>(取締役会規程) <u>第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
(報酬等) <u>第22条 取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</u> (新設)	<p>(取締役の報酬等) <u>第27条 (現行どおり)</u></p> <p>② <u>会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) <u>第23条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 (新設)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役) <u>第24条</u> 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数) <u>第25条</u> 当社に、監査役3名以上を置く。</p> <p>(選任) <u>第26条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>②前項の選任については、第25条第2項に定める規定を準用する。</p> <p>③第1項の定めにより予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>④第1項の定めにより予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令及び定款に定めるほか監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知) <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></u>
(新設)	(監査等委員会規程) <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
(会計監査人)	(削除)
<u>第34条 当社は、会計監査人を置く。</u>	
(選任方法)	(会計監査人の選任)
第35条 (省略)	第31条 (現行どおり)
(任期)	(会計監査人の任期)
第36条 (省略)	第32条 (現行どおり)
(報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第38条 (省略)	第34条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第39条～第43条 (省略)	第35条～第39条 (現行どおり)

3. 日程

- 定款変更のための株主総会開催日 (予定)
平成27年9月27日 (日曜日)
定款変更の効力発生日 (予定)
平成27年9月27日 (日曜日)

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)4名の選任をお願いします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はやし てつや 林 哲也 (昭和40年6月10日生)	平成元年4月 野村證券株式会社入社 平成16年1月 当社入社 平成17年7月 西日本営業所長 平成17年9月 取締役就任 平成19年10月 代表取締役社長就任(現任)	1,000株
2	むろた たけし 室田 武師 (昭和38年12月25日生)	昭和61年3月 株式会社エーワン精密(現株式会社致知)入社 平成2年7月 当社入社 平成9年10月 コレットチャック部門リーダー 平成15年9月 取締役就任 コレットチャック部門担当(現任) 平成19年10月 常務取締役就任 平成23年10月 専務取締役就任(現任)	4,800株
3	かねまる のぶゆき 金丸 信行 (昭和43年12月24日生)	昭和63年5月 株式会社エーワン精密(現株式会社致知)入社 平成2年7月 当社入社 平成12年12月 切削工具部門リーダー 平成19年9月 取締役就任 切削工具部門担当(現任) 平成23年10月 常務取締役就任(現任)	2,100株
4	うめはら かつひこ 梅原 勝彦 (昭和14年3月5日生)	昭和36年3月 大森電機工業株式会社入社 昭和40年5月 有限会社ミツワ製作所を実兄梅原幸雄と設立 昭和45年9月 有限会社エーワン精密(現株式会社致知)を設立 同社代表取締役社長就任(現任) 平成2年7月 当社を設立 同社代表取締役社長就任 平成19年10月 取締役相談役就任(現任)	一株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査役倉橋幹郎及び鈴木誠の両氏は、本總會終結の時をもちまして任期満了となります。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における監査役全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、倉橋幹郎及び鈴木誠の両氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	くらはし みきろう 倉橋 幹郎 (昭和16年12月14日生)	昭和61年7月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)厚木支店副支店長就任 平成元年4月 同行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)業務推進本部法人業務部部长代理就任 平成2年11月 株式会社エーワン精密へ出向 平成3年7月 ダイヤモンドファクター株式会社(現三菱UFJファクター株式会社)ワイドネット事業本部営業部長就任 平成16年12月 同社(退職) 平成19年9月 当社監査役就任(現任)	1,500株
2	さとう しょうぞう 佐藤 昭三 (昭和22年1月8日生)	昭和37年4月 大森電機工業株式会社入社 昭和46年9月 有限会社エーワン精密(現株式会社到知)入社 平成2年7月 当社入社 平成3年7月 当社常務取締役就任 平成12年6月 当社管理グループ担当 平成17年9月 当社退社 平成22年9月 当社監査役就任(現任)	12,000株
3	すざき まこと 鈴木 誠 (昭和19年5月26日生)	昭和38年4月 名古屋国税局入局 昭和58年7月 東京国税局直税部国税実査官 平成8年7月 税務大学校教育第一部教授 平成10年7月 武蔵府中税務署副署長 平成12年7月 東京国税局調査第四部統括国税調査官 平成13年7月 新城税務署署長 平成14年7月 荻窪税務署署長 平成15年9月 九段下税理士合同事務所開業 平成23年9月 当社監査役就任(現任)	一株

(注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

倉橋幹郎氏は金融機関出身で会計及び会社全般に対する知識が豊富であり、客観的で専門性の高い監査が可能のため社外取締役候補者といたしました。当社の監査役在任年数は約8年となっております。

鈴木誠氏は日本各地で税務署員、税務署長を歴任し幅広く会社実務に対応してきた経験があり、公正で客観的な監査が可能と判断し社外取締役候補者といたしました。当社の監査役在任年数は約4年となっております。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を、年額100,000,000円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」の効力が生じますと、取締役は4名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額20,000,000円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 第25期役員賞与支給の件

当期の業績に対する労に報いるため、経営環境を勘案して当期末における取締役4名に対し総額12,600,000円の役員賞与を支給したいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

以上

定時株主総会会場ご案内図



マロウドイン東京 3階 鳳凰の間

〒183-0005 東京都府中市若松町一丁目4番1号
TEL. 042-369-1111
FAX. 042-369-1115

交通機関のご案内

京王線 東府中駅下車徒歩1分

※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は
おまちがいのないようご注意願います。